

神戸市告示第 642 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 29 年 3 月 3 日

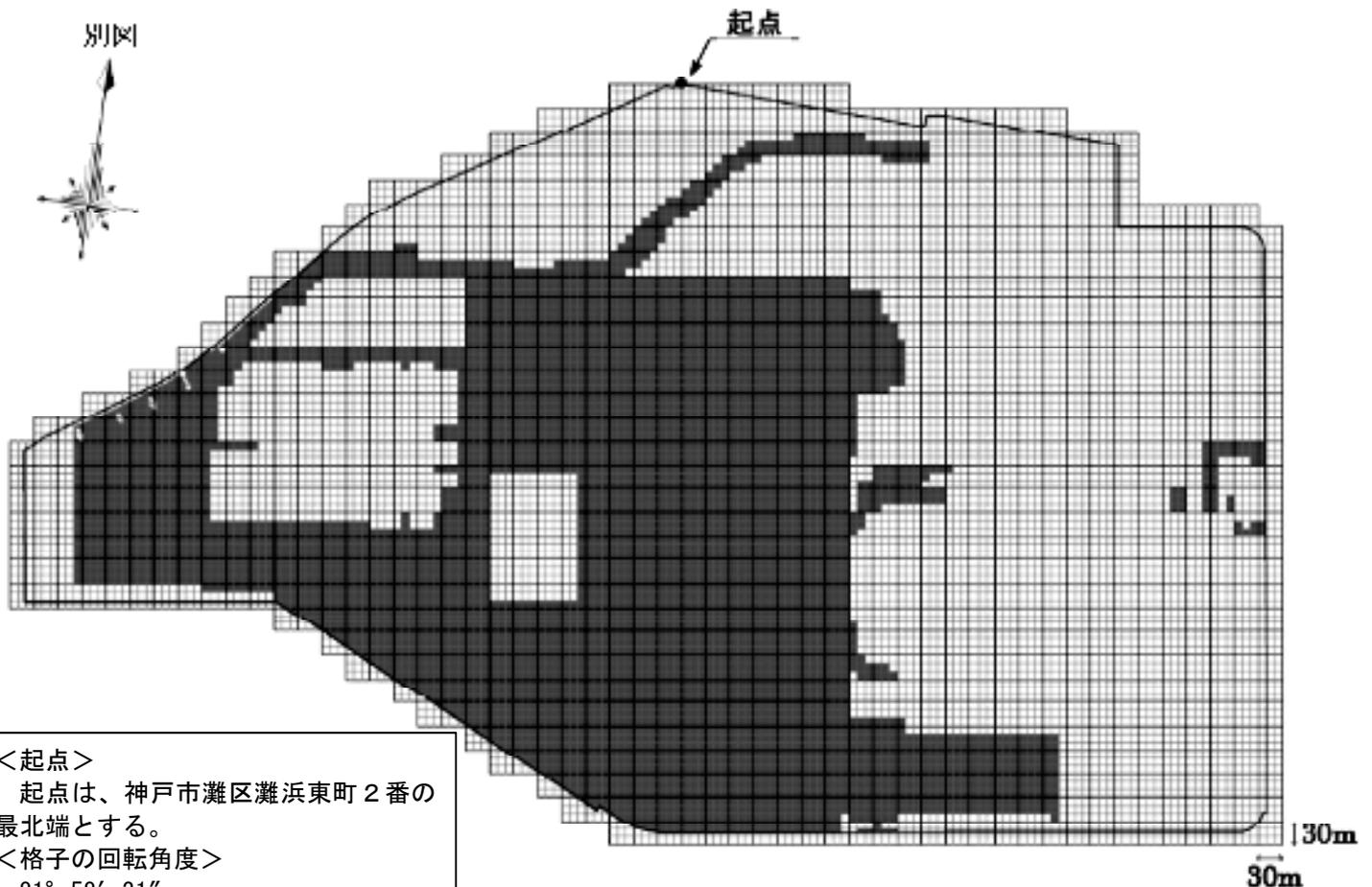
神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

神戸市灘区灘浜東町 1 番 1、1 番 64、1 番 76、1 番 83、1 番 90、1 番 91、1 番 98、1 番 99、1 番 114、2 番 1、2 番 36、2 番 43、2 番 44、2 番 45、2 番 46、2 番 47、5 番 1、6 番 1、6 番 2、8 番 1、8 番 2、9 番 1、9 番 2、9 番 3、9 番 4、9 番 5、10 番 1、10 番 2、10 番 3
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物



< 起点 >

起点は、神戸市灘区灘浜東町 2 番の最北端とする。

< 格子の回転角度 >

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >

● : 起点

— : 敷地境界線

■ : 形質変更時要届出区域